

令和6年2月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年3月4日(月曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 15名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	3番 清遠 典子
4番 西笛 勤	5番 岡村 和紀	6番 松本 明広
7番 國澤 剛	8番 高松 勇一	9番 岡村 真吾
10番 山崎 一義		12番 都築 直美
13番 筒井 誠		15番 山本 伸
16番 茂井 雅昭	17番 上杉 卓朗	

4. 欠席委員 2名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号12～18）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 2 月定例会を開催します。本日の出席委員は 1 5 名で、欠席委員は 2 名です。出席農業委員 1 2 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は山本伸委員と上杉卓朗委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 1 2 番

　　大字西分字井ノ本 甲 6325 番、地目は田、面積 1,286 ㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R6 年 2 月 1 日から R11 年 1 月 31 日までの 5 年。作付けは水稻・オクラ、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 1 3 番

　　大字馬ノ上字落合 3401 番、地目は田、面積 2,482 ㎡の内 1,530 ㎡、字道添 3430 番、地目は田、面積 2,501 ㎡。農地中間管理事業を用いての賃貸借で譲渡人は香南市野市町東野の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R6 年 3 月 4 日から R11 年 3 月 3 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は 5,000 円/10a。

　　受付番号 1 4 番

　　大字馬ノ上字落合 3401 番、地目は田、面積 2,482 ㎡の内 903 ㎡。農地中間管理事業を用いての賃貸借で譲渡人は香南市野市町東野の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R6 年 3 月 4 日から R9 年 3 月 3 日までの 3 年。作付けはオクラ、賃借料は 10,000 円/10a。

　　受付番号 1 5 番

　　大字和食字関添 甲 4831 番 1、地目は田、面積 1,612 ㎡、甲 4833 番 1、地目は田、面積 456 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は安芸市穴内の〇〇さん。期間は R6 年 3 月 1 日から R16 年 2 月 28 日までの 10 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 1 6 番

　　大字和食字関添 甲 4832 番 1、地目は田、面積 713 ㎡。譲渡人は高知市池の

〇〇さん、譲受人は安芸市穴内の〇〇さん。期間はR6年3月1日からR16年2月28日までの10年。作付けは水稻、賃借料は1俵/10a。

受付番号17番

大字西分字ハッタ 甲 6393 番、地目は田、面積 1,120 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間はR6年3月1日からR11年2月28日までの5年。作付けは水稻・オクラ、賃借料は1俵/10a。

受付番号18番

大字西分字ハッタ 甲 6394 番、地目は田、面積 992 m²。譲渡人は兵庫県神戸市垂水区舞子台 2 丁目の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間はR6年3月1日からR11年2月28日までの5年。作付けは水稻・オクラ、賃借料は1俵/10a。

議 長 第1号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定7件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。

第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請について。

受付番号5 土地の所在は大字西分字北屋敷 甲 4404 番、地目は畑、転用面積は 187 m²。譲渡人は、芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。永久年間の使用貸借権の設定。転用目的は、自己住宅の建築。
3月1日(金)に会長、山本伸委員、都築直美委員、事務局にて現地確認。

議 長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 2 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 1 時 50 分)

議事録署名委員

山本 伸

議事録署名委員

上杉 卓朗